

豊田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、コミュニティ助成事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「コミュニティ助成事業」とは、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2の1に規定する事業をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内のコミュニティ組織が実施するコミュニティ助成事業に要する費用の一部を補助することにより、コミュニティ活動の推進を図り、もってふれあい豊かで住みよい社会を築くことを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、実施要綱第4の1に規定するコミュニティ組織、協議会、実行委員会等とする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 実施要綱第2の1の(1)に定める一般コミュニティ助成事業（設備等の整備に関する事業）で、センターが認定した事業
- (2) 実施要綱第2の1の(2)に定めるコミュニティセンター助成事業（集会施設の建設、備品の整備等に関する事業）で、センターが認定した事業
- (3) 実施要綱第2の1の(4)に定める青少年健全育成助成事業（イベント等の主として親子で参加するソフト事業）で、センターが認定した事業
- (4) 実施要綱第2の1の(5)に定める共生の地域づくり助成事業（全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な事業）で、センターが認定した事業
- (5) 実施要綱第2の1の(8)に定める活力ある地域づくり助成事業（地域資源活用助成事業、広域連携推進助成事業及び活力ある商店街づくり助成事業）で、センターが認定した事業。ただし、同一年度内において同一の補助事業者が同一の事業内容で市の他の補助金の交付を受けるものを除く。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施要綱第6に定める経費とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号の事業 100万円から250万円までの範囲でセンターが決定した額
 - (2) 前条第2号の事業 補助対象経費の5分の3以内で、1,500万円を上限としてセンターが決定した額
 - (3) 前条第3号の事業 30万円から100万円までの範囲でセンターが決定した額
 - (4) 前条第4号の事業 施設等の整備に関する事業にあつては1,000万円を、ソフト事業のみの場合にあつては500万円を上限としてセンターが決定した額
 - (5) 前条第5号の事業のうち地域資源活用助成事業及び広域連携推進助成事業 200万円を上限としてセンターが決定した額
 - (6) 前条第5号の事業のうち活力ある商店街づくり助成事業 1,000万円を上限としてセンターが決定した額
- (交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、コミュニティ助成事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の事業計画書及び収支予算書
 - (2) 補助対象経費に係る見積書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者に通知しなければならない。

3 前項の通知は、交付申請書が提出された日から起算して30日以内に行わなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。)したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、コミュニティ助成事業実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)により、市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、報告の内容が補助事業の完了であるときは、実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 支払に関する書類で、次に掲げるもの
 - ア 収支決算書
 - イ 領収書の写し(支払前の場合は請求書の写し)

ウ 購入備品一覧表

エ 申請内容に変更があったときは、変更内容の分かる書類

(2) 管理運営規程

(3) 完了写真（原則としてカラーのもの）

(4) その他実施要綱で添付が必要とされる書類及び市長が必要と認める書類
（額の確定）

第11条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、コミュニティ助成事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

（概算払）

第12条 前条の規定にかかわらず、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、コミュニティ助成事業補助金概算払申請書（様式第5号。以下「概算払申請書」という。）に市の指定の請求書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、概算払申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金が第5条各号に掲げる事業に適切に使用されていないと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

沿革 昭和59年4月1日施行

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い／ ）

（申請者）所在地

名 称

代表者氏名

印

年度 コミュニティ助成事業補助金交付申請書

年度においてコミュニティ助成事業を実施したいので、豊田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

申請する事業	<input type="checkbox"/> 一般コミュニティ助成事業 <input type="checkbox"/> コミュニティセンター助成事業 <input type="checkbox"/> 青少年健全育成助成事業 <input type="checkbox"/> 共生の地域づくり助成事業 <input type="checkbox"/> 活力ある地域づくり助成事業
補助金交付申請額	金 円
事業の目的	
事業の内容	

記入上の注意 □のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類

- 1 補助事業の事業計画書及び収支予算書
- 2 補助対象経費に係る見積書
- 3 その他市長が必要と認める書類

名 称
代表者氏名 様

年度 コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度 コミュニティ助成事業補助金につきましては、豊田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により次のとおり交付することに決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



補助事業名	
補助金の額	金 円

- 注意1 補助金の概算払を受けようとするときは、市の指定の請求書を添えてコミュニティ助成事業補助金概算払申請書を提出してください。
- 2 補助金の使途が不相当であると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い／ ）

（報告者）所在地

名 称

代表者氏名

印

年度 コミュニティ助成事業実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定を受けましたコミュニティ助成事業を 完了（廃止 中止）しましたので、豊田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

補助事業名	<input type="checkbox"/> 一般コミュニティ助成事業 <input type="checkbox"/> コミュニティセンター助成事業 <input type="checkbox"/> 青少年健全育成助成事業 <input type="checkbox"/> 共生の地域づくり助成事業 <input type="checkbox"/> 活力ある地域づくり助成事業
事業の実績 及び効果 （廃止又は中止の 場合はその理由）	

記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類（報告の内容が補助事業の完了の場合のみ）

1 支払に関する書類で、次に掲げるもの

（1）収支決算書

（2）領収書の写し（未払いの場合は請求書の写し）

（3）購入備品一覧表

（4）申請内容に変更があったときは、変更内容の分かる書類

2 管理運営規程

3 完了写真（原則としてカラーのもの）

4 その他一般財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱で添付が必要とされる書類及び市長が必要と認める書類

様式第4号（第11条関係）

豊 発 第 号

名 称
代表者氏名 様

年度 コミュニティ助成事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度 コミュニティ助成事業に係る補助金につきまして、豊田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長

印

補助事業名	
補助金の額	金 円

様式第5号（第12条関係）

（表）

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い／ ）

（申請者）所在地

名 称

代表者氏名

印

年度 コミュニティ助成事業補助金概算払申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定を受けましたコミュニティ助成事業補助金につきまして、次のとおり概算払を受けたいので、豊田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、請求書を添えて申請します。

補助金交付決定額	金	円
既 概 算 払 額	金	円
今回概算払申請額	金	円
補助金の残額	金	円
事業完了予定日	年 月 日	
概 算 払 を 必要とする理由		

（裏面に続く）

